		日	号外	ページ
四九七	労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件	二一		三
四九八	食品衛生法に基づき登録検査機関を登録した件	二二		三
四九九	食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項の変更の件	二二		三
五〇〇	食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所の所在地の変更の件	二二		四
五〇一	薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件	二四		三
五〇二	薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件	二四		三
五〇三	労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件	二四	271	二九
五〇四	労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件	二五	274	一九
五〇五	外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する件	二八		六
五〇六	厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件	二八		六
五〇七	特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件	二八		七
五〇八	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件	二八		七
五〇九	子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針	二八	276	一五五
五一〇	理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準及び美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の一部を改正する告示	二八	276	一五五
五一一	厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件	二八	276	一五六
五一二	厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率の一部を改正する件	二八	276	一五六
五一三	厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件	二八	276	一五六
五一四	社会保険労務士法別表第二第二号3等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する団体を定める件の一部を改正する件	二八	276	一五六
五一五	厚生保険特別会計年金勘定より支出される補助金の交付に関する事務を委任した件を廃止する件	二八	276	一五七
五一六	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十四条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が同意した件	二八	276	一五七
五一七	高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十四条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が同意した件	二八	276	一五七
五一八	介護保険法第百三十四条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が同意した件	二八	276	一五七
五一九	国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める件	二八	276	一五七
五二〇	国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件	二八	276	一五七
五二一	厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件	二八	276	一六〇
五二二	国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件	二八	276	一六〇
五二三	厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件	二八	276	一六一
五二四	厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件	二八	276	一六一
五二五	健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件	二八	276	一六一
五二六	日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額を定める件	二八	276	一六二
五二七	国民年金法施行規則第二条第一項第六号の規定に基づき日本国内に住所がない者であって厚生労働大臣が定めるものを定める件	二八	276	一六三